

資料 2

さいたま市の制度の概要について

予算の繰越

会計年度及びその独立の原則

普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(地方自治法第208条第1項)

<会計年度独立の例外>

予算の繰越(通次・明許・事故)、過年度収入・支出、繰上充用など

予算の繰越

会計年度独立の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行すること。

- ①繰越明許費の繰越(地方自治法第213条)
- ②事故繰越(地方自治法第220条)
- ③継続費の通次繰越(地方自治法施行令第145条)

①繰越明許費の繰越

歳出予算の経費の金額のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当該年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができるもの。

事務手続きについて(2月補正予算の場合)

<繰越明許費の設定>

- 1 11月初旬に、予算規則に基づき、局長等に対して「2月定例会にかかる補正予算議案の提出」通知を発出する。
- 2 11月末頃までに、局長等から繰越明許費予算見積書の提出を受ける。
- 3 財政局内で精査を行い、市長の査定を受け、予算議案として調製する。
- 4 議会での予算議案の審議を受け、議会の議決により予算が成立する。

＜予算繰越額の確定＞

- 5 3月初旬に、予算規則に基づき、「当該年度の末日までに繰越しに関する調書を作成し、財政局長に提出しなければならない」調書の提出を局長等に依頼するため、「予算の繰越に関する調書の提出について」を発出。
- 6 3月下旬までに局長等から調書の提出を受け、財政局内で精査を行う。
- 7 精査した調書に基づき、予算の繰越を行うとともに、局長等に対して繰越を行った旨の通知を行う。
- 8 予算繰越を行ったことについては、法令等の定めにより、予算繰越計算書を調製し、次の議会に報告することとされている。

② 事故繰越

歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為を行い、避けがたい事故のため年度内に支出（履行）が終わらなかったものを翌年度に繰越して使用することができるもの。

⇒「避けがたい事故」とは、風水害等の不測の事態を理由とするものであり、単なる事業の遅延等は理由とならない。

事務手続きについて

※ ①繰越明許費の「事務手続きについて 5～8」と同様

＜参考＞

③ 継続費の通次繰越

各年割額に係る歳出予算額のうち、その年度内に支出されなかった予算残額を継続費の設定年度終了まで繰り越して使用することができるもの。

事務手続きについて

※ ①繰越明許費の「事務手続きについて 5～8」と同様

平成24年度一般会計繰越明許費予算見積書

課名 〇〇〇〇課

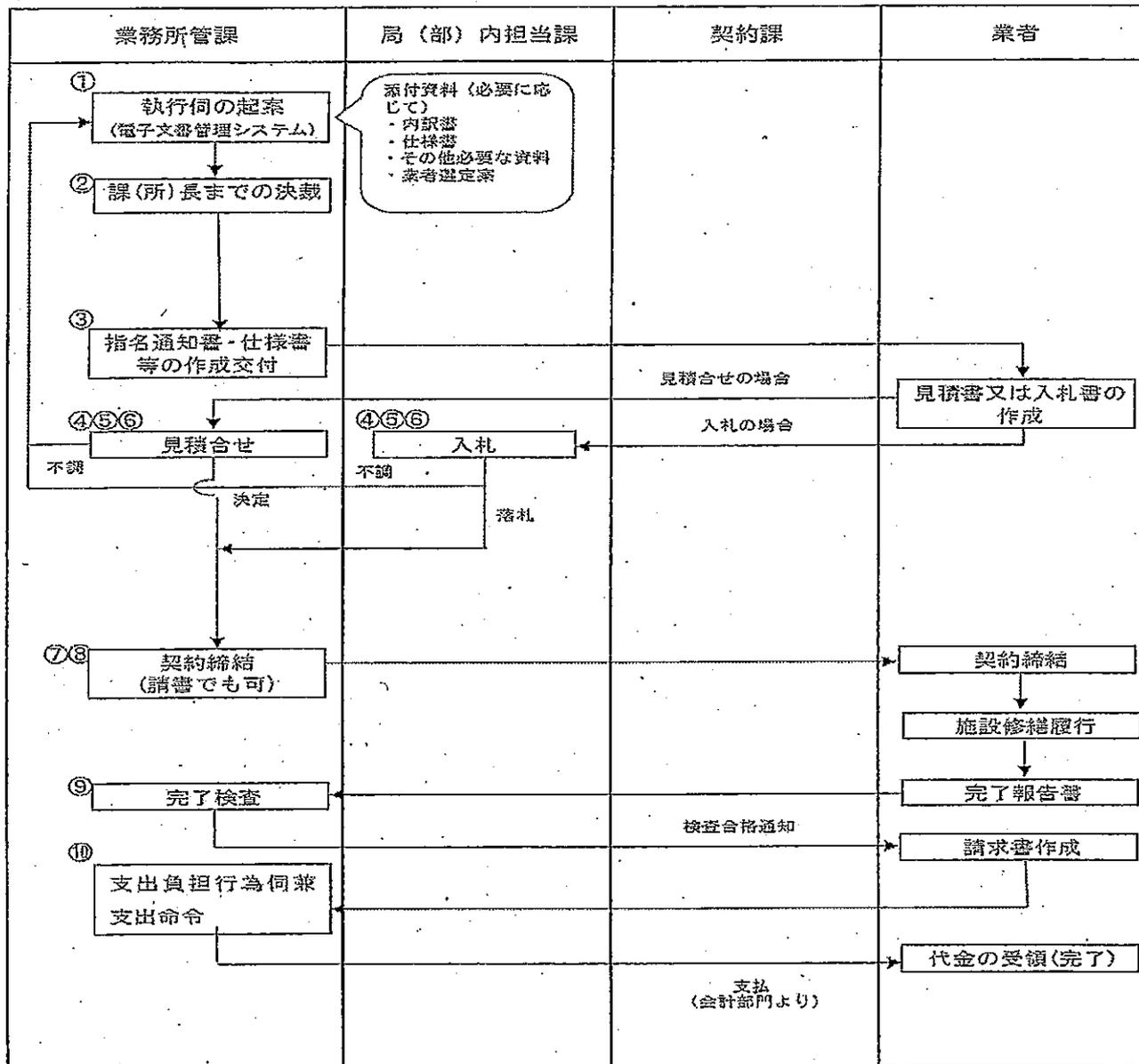
単位 千円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				設定する理由	
						未収入 特定財源	一般財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
8款	3項	〇〇〇〇〇〇〇事業	200,000	175,000	0	100,000	0	45,000	0	30,000	〇〇〇〇〇〇〇について、〇〇〇〇〇〇であることから時間を要し、当該年度中に事業完了できない見込みであることから、繰越明許費の決定を行うものです。
		河川費									

(記載例)
繰越明許費予算見積書

平成23年度 修繕業務に関する事務手続きの流れ

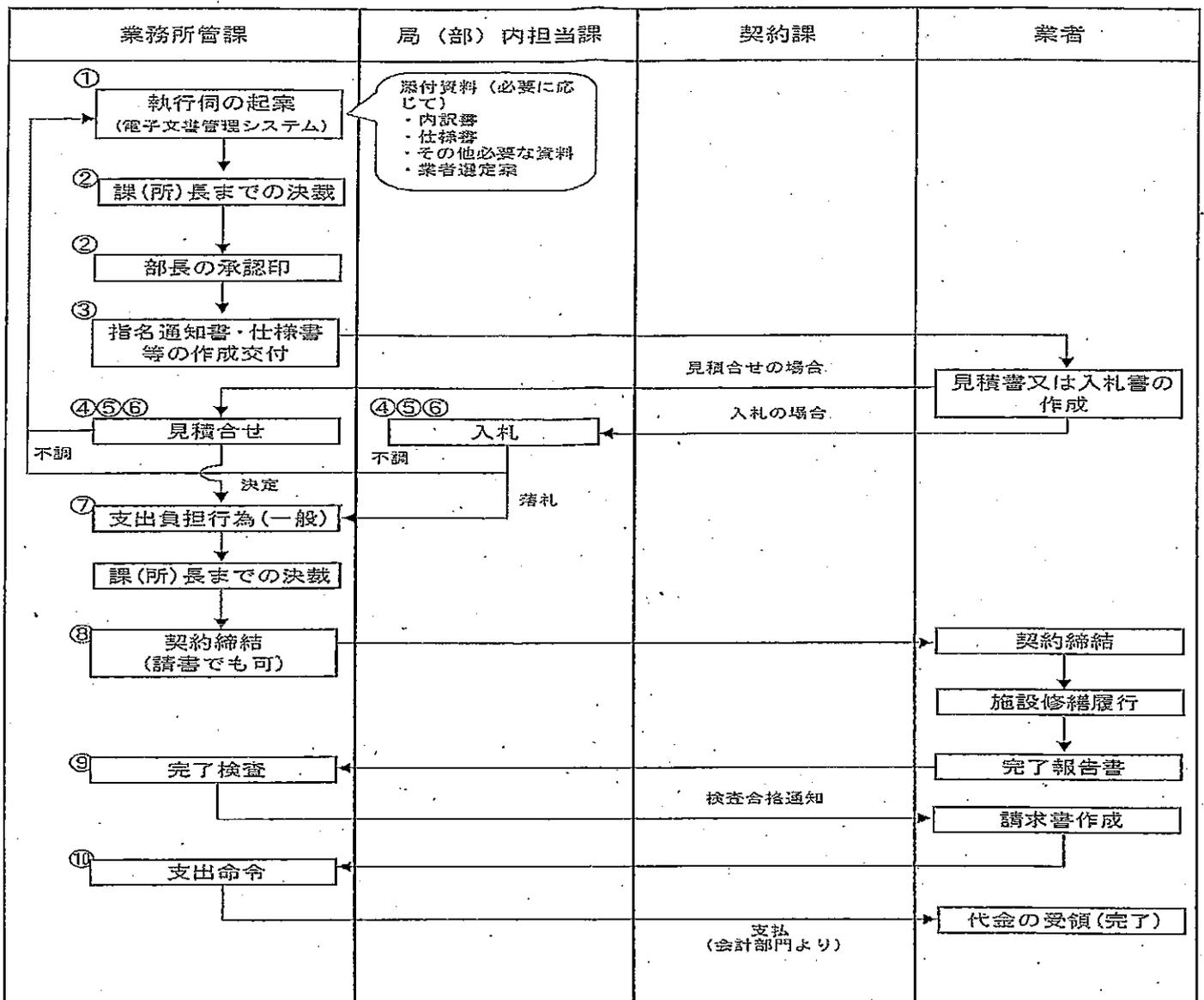
(1) 執行予定額が30万円未満 (一般的な流れ)



【事務処理手順】

- ① 所管課において、必要に応じて仕様書・業者選定案等の作成をする。
- ② 所管課において、①の書類を添付した執行伺を起索(電子文書管理システムより出力)し、決裁をとる。
- ③ 所管課において、見積(入札)指名通知書、見積(入札)結果表を作成する。
- ④ 入札の場合は、所管課から部筆頭課等に入札の執行依頼をする。
- ⑤ 見積合せの場合は、所管課等において指名連絡をし、執行する。また、入札の場合は、所管課等において指名連絡をし、部筆頭課等において執行する。
- ⑥ ⑤の結果について、内容審査を行う。
- ⑦ 審査の結果、契約の相手方を決定する。
- ⑧ 決裁後、契約締結。契約書の作成を省略できる契約となるため、所管課において、請書の受領を行う。
- ⑨ 修繕終了後、所管課により、完了検査。
- ⑩ 完了検査合格後、支出負担行為伺兼支出命令(財務会計システムより出力)を起票。

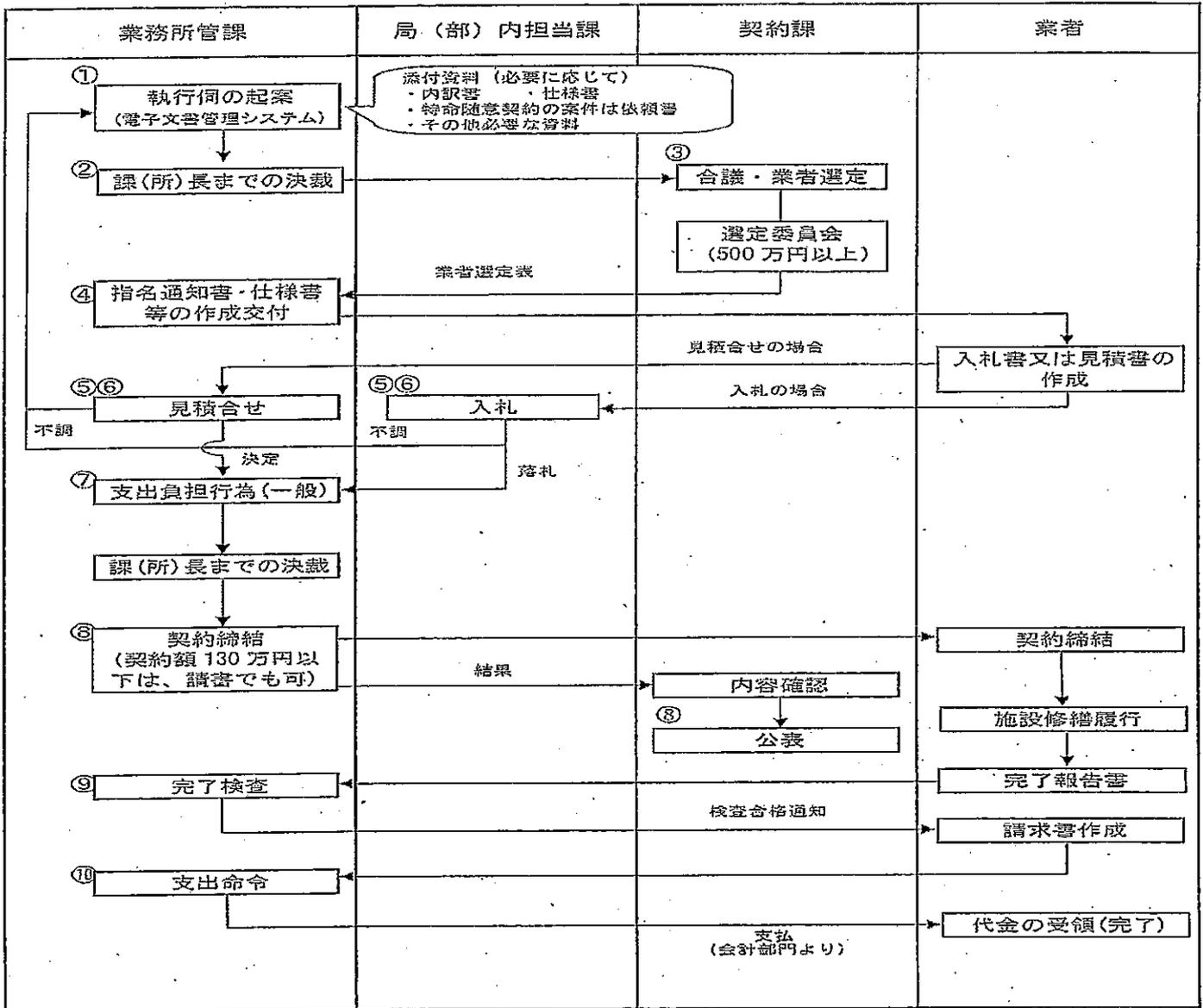
(2) 執行予定額が30万円以上100万円未満



【事務処理手順】

- ① 所管課において、必要に応じて仕様書・業者選定案等の作成
- ② 所管課において、①の書類を添付した執行伺を起案(電子文書管理システムより出力)し、決裁後、部長の承認を得る。
- ③ 所管課において、見積(入札)指名通知書、見積(入札)結果表を作成する。
- ④ 入札の場合は、所管課から部筆頭課等に入札の執行依頼をする。
- ⑤ 見積合せの場合は、所管課等において指名連絡をし、執行する。また、入札の場合は、所管課等において指名連絡をし、部筆頭課等において執行する。
- ⑥ ⑤の結果について、内容審査を行う。
- ⑦ 審査の結果、契約の相手方を決定し、支出負担行為伺書(一般)(財務会計システムより出力)を起票。
- ⑧ 決裁後、契約締結。契約書の作成を省略できる契約となるため、所管課において、請書の受領を行う。
- ⑨ 修繕終了後、所管課により、完了検査。
- ⑩ 完了検査合格後、支出命令を起票。

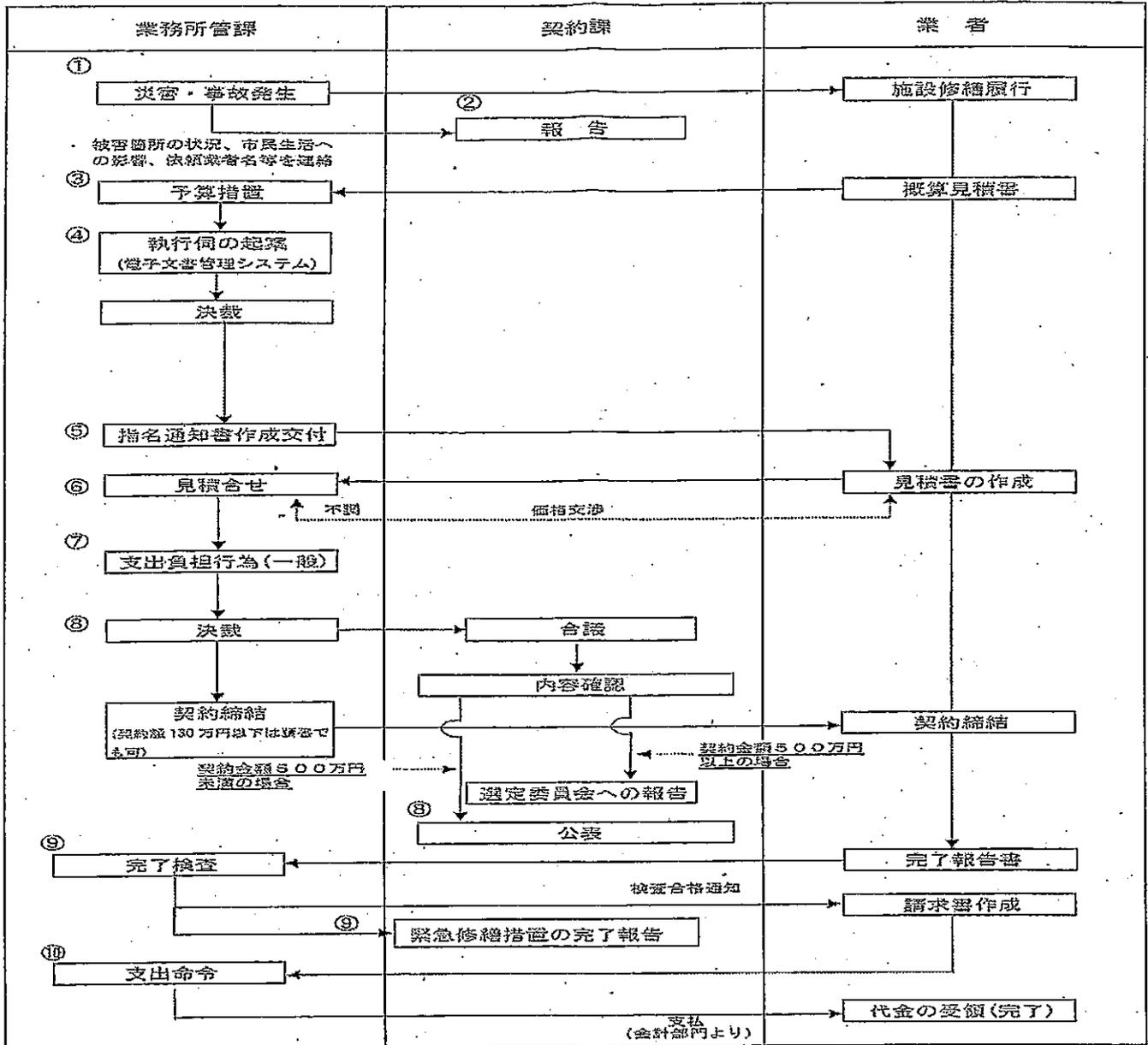
(3) 執行予定額が100万円以上500万円未満



【事務処理手順】

- ① 所管課において、必要に応じて仕様書等の作成
- ② 所管課において、①の書類を添付した執行伺を起案(電子文書管理システムより出力)し、決裁後、契約課へ合議。
(特命随意契約の案件は、依頼書を添付)
- ③ 契約課から、業者選定表とともに執行伺を所管課へ返却。
- ④ 所管課において、入札(見積)指名通知書、入札(見積)結果表を作成する。
- ⑤ 入札の場合は、所管課から部筆頭課等に入札の執行依頼をする。
- ⑥ 入札の場合は、所管課等において指名連絡をし、部筆頭課等において執行する。また、見積合せの場合は、所管課等において指名連絡をし、執行する。結果について、内容審査を行う。
- ⑦ 審査の結果、契約の相手方を決定し、支出負担行為伺書(一般)(財務会計システムより出力)を起票。
- ⑧ 決裁後、契約締結。契約締結後、契約内容を所管課から契約課に報告し、契約課で公表。
- ⑨ 修繕終了後、所管課により、完了検査。
- ⑩ 完了検査合格後、支出命令を起票。

(4) 執行予定額が100万円以上の緊急修繕



【事務処理手順】

- ① 災害・事故発生。所管課において緊急施設修繕の必要性を判断。施設の損傷箇所（内容）を業者に連絡をし、修繕内容の検討及び業務着手の指示
- ② 契約課へ連絡、後に「緊急修繕の必要について」を提出する。
- ③ 所管課において、概算見積書をもとに予算措置をし、仕様書等の作成を行う。
- ④ 所管課において、③の書類を添付した執行伺を起票（電子文書管理システムより出力）し、決裁。
- ⑤ 所管課において、見積指名通知書、見積結果表を作成する。
- ⑥ 見積合せは、所管課等において指名連絡をし、執行する。結果について、内容審査を行う。
- ⑦ 審査の結果、契約の相手方を決定し、支出負担行為伺書（一般）（財務会計システムより出力）を起票。
- ⑧ 決裁後、契約課へ合議、契約金額500万円以上は選定委員会への報告。契約締結、契約課で公表。
- ⑨ 修繕終了後、所管課により、完了検査。「緊急修繕措置の完了について」を契約課に提出する。
- ⑩ 完了検査合格後、支出命令を起票。

さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市（水道局を除く。）が発注する施設修繕の契約に係る指名競争入札及び随意契約における見積の徴収（以下「入札等」という。）の事務の執行について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設修繕 施設を維持管理する上で、現状復旧をし、継続的利用又は可動を可能とする行為をいう。
- (2) 設計図書等 仕様書、設計図面及び特記仕様書をいう。
- (3) 委員会 さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成13年さいたま市訓令第8号）に基づくさいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会をいう。
- (4) 予算所管課 対象となる施設修繕の予算を所掌する課所のことをいう。
- (5) 契約規則 さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）をいう。
- (6) 請求書 さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）第43条第2項で規定する事項を記載した請求書をいう。

(設計図書等の作成)

第3条 予算所管課の長は、施設修繕を執行しようとするときは、設計図書等を作成し、執行予定額を算出しなければならない。

(支出負担行為の手続)

第4条 予算所管課の長は、執行予定額が100万円以上の施設修繕を執行しようとするときは、さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）第16条の規定による支出負担行為の手続において、前条に定める設計図書等を添付のうえ、契約課長の合議を経なければならない。

- 2 執行予定額にかかわらず契約締結に係る支出負担行為の手続は、予算所管課において行うものとする。

(執行方法等の決定)

第5条 施設修繕に係る契約方法及び指名業者等の選定その他必要な事項については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。

- (1) 執行予定額が100万円未満の施設修繕 さいたま市小規模修繕業者登録名簿又はさいたま市競争入札参加資格者名簿から選定し、予算所管課長が決定する。
- (2) 執行予定額が100万円以上250万円以下の施設修繕 さいたま市競争入札参加資格者名簿から選定し、契約課長が決定する。ただし、執行予定額が100万円の場合は、さいたま市小規模修繕業者登録名簿から選定することができる。
- (3) 執行予定額が250万円を超え2,500万円未満の施設修繕 さいたま市競争入札参加資格者名簿から選定し、契約管理部長が決定する。
- (4) 執行予定額が2,500万円以上の施設修繕 さいたま市競争入札参加資格者名簿から選定し、委員会の審議を経て、市長が決定する。

(入札等を執行する課所等)

第6条 施設修繕に係る入札等は、部筆頭課等予算所管課において行うものとする。

(指名の通知)

第7条 第5条の規定に基づき、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名業者選考書(様式第1号)により決裁を経たうえで、指名業者に対し、入札指名通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付及び免除については、契約規則第5条から第9条の規定によるものとする。

- 2 入札保証金の還付は、入札後、請求書を市長に提出させて行うものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が納付すべき契約保証金があるときは、これに充当することができるものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条第4項の規定により市に帰属するものとする。
- 4 契約規則第9条第1項第2号の規定による入札保証金の納付の免除を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

種類及び規模をほぼ同じくする案件に該当する契約書の写し(当該契約が共同企

業体の実績である場合は、単体にあつてはその単体等が、特定共同企業体にあつては、出資比率20%以上で構成した代表構成員としての実績に限る。)

(設計図書等)

第9条 設計図書等は、指名業者に閲覧、貸与又は配布するものとする。

2 設計図書等について指名業者から質問があつたときは、質問及び回答を指名業者のすべてに周知するものとする。

(現場説明会)

第10条 現場説明会は、原則として実施しない。ただし、施設の修繕内容が分かりにくい場合は、あらかじめ説明事項を整理し、現地の確認も認めるものとする。現地で質問があつた場合は、書面にて指名業者すべてに回答するものとする。

(予定価格等の決定)

第11条 予定価格の決定は、当該施設修繕を所管する部の部長(以下「施設修繕所管部長」という。)が行う。

2 施設修繕所管部長は、入札執行前に、予定価格を予定価格書(様式第3号)に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。

3 最低制限価格を設けるときは、施設修繕所管部長がその価格を決定し、併せて予定価格書に記入するものとする。

4 予定価格及び最低制限価格を入札日より前に公表した場合には、予定価格書の封入及び封印を省略することができる。

(入札執行者)

第12条 入札執行者は、当該施設修繕の入札等の事務を所掌する課所等の長又は課所等の長が指名した者とする。

2 入札執行者は、入札の執行にあつて、当該施設修繕の入札の事務を所掌する課所等の職員に補助させることができる。

(入札の立会人)

第13条 入札の立会人は、当該施設修繕の契約事務に関係しない主査相当職以上の職員をもって充てる。

(入札の準備)

第14条 入札の執行者は、入札の執行が適正に行われるよう、執行場所の選定並び

に入札の執行者及び入札参加者の配置について、十分配慮するものとする。

- 2 入札の執行者は、入札に先立ち、第11条第2項による予定価格書及びくじ並びに入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札の執行)

第15条 入札執行者は、通知した時刻になったとき、入札参加者を順次入室させ、入札の開始を宣言し、当該施設修繕の件名、履行場所及び入札参加者名並びに入札書に入札者が見積もった金額の105分の100に相当する金額を記載する旨読み上げて確認を行うものとする。

- 2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。
- 3 入札参加者は、原則として1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。
- 4 入札は、入札書(様式第4号)に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札箱に投入させなければならない。
- 5 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

(代理人による入札)

第16条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状(様式第5号)を提出させ、代理人であることを確認しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第17条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札金額見積内訳書)

第18条 入札執行者は、入札参加者から初度入札時に必要に応じて入札金額見積内訳書(様式第6号)の提出を求めることができる。

(入札の延期等)

第19条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

- 2 入札執行者は、天変地変その他の理由により入札を執行することが困難であると

認められるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(入札の辞退)

第20条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨の申し出があった場合、次に掲げる各号により取り扱うものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第7号）を直接持参させるものとする。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させるものとする。

2 前項により入札を辞退した者については、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わないものとする。

(開札)

第21条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者及び立会人の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 3 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理し、予定価格と入札価格との対比（最低制限価格を設けている場合は、これの105分の100の価格との対比）を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、開札の結果として、入札参加者名及び入札価格を公表するものとする。

(入札の無効)

第22条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に

達しない者がした入札

- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札、又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (13) 郵便（入札の方法として市長が指定したものを除く。）、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (14) 金額を訂正した入札書による入札
- (15) 予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札
- (16) 最低制限価格を設定している場合において、当該金額に満たない入札
- (17) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

（落札者の決定）

第23条 入札執行者は、入札書比較価格（予定価格に105分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格の105分の100の価格以上の価格をもって入札をした者とする。

（くじによる落札者の決定）

第24条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。

3 第1項のくじ引きにあたり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第25条 入札執行者は、開札後入札書比較価格の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の105分の100の価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格の105分の100の価格を下回らない入札をした者）に限る。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

4 予定価格を入札執行前に公表している場合においては、前3項の規定は適用しない。

(不調時の取扱)

第26条 入札執行者は、指名競争入札の場合において、再度入札によつても、なお落札者がいないときは入札を打ち切り、改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項による随意契約は、再度入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

3 前条第4項の規定により再度入札を行わない場合の取り扱いについては、前2項の規定を準用する。

(落札結果等の通知)

第27条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表するものとする。

2 施設修繕所管課は、落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に契約通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 前項の通知が落札者に到着した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失うものとする。

(入札等結果の記録)

第28条 入札執行者は、施設修繕の入札等を行ったときは入札・見積結果表（様式

第8号)を作成しなければならない。

(随意契約の相手方の決定)

第29条 随意契約の相手方は、見積書比較価格(予定価格に105分の100を乗じた価格)の制限の範囲内で見積書を提出した者の中から当該施設修繕所管課長が決定するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、見積書提出業者が1者の場合、見積執行者は、入札書比較価格(予定価格に105分の100を乗じた価格)の制限の範囲内での見積であることを確認したうえで、契約の相手方として決定することができる。

(不調時の取扱)

第30条 見積執行者は、再度見積によっても、なお入札書比較価格の制限の範囲内の見積がないときは見積執行を打ち切り、改めて、当該見積参加者以外の者による見積に付するものとする。ただし、指名替えによる見積に付することができない場合は、再度見積参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(契約の相手方の通知)

第31条 見積執行者は、契約の相手方を決定した場合は、当該見積場所において、見積参加者にその旨を発表するものとする。

2. 第29条第1項の規定により、施設修繕所管課長が随意契約の相手方を決定した場合は、速やかにその旨を契約の相手方に通知するものとする。

3. 前2項の通知が契約の相手方に到着した日から7日以内に当該契約の相手方が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失うものとする。

(入札執行の準用)

第32条 第7条、第9条から第22条まで(第11条第3項を除く。)、第25条及び第28条の規定は、見積執行の場合に準用する。この場合において、「指名競争入札」とあるのは「見積の徴収」と、「入札」とあるのは「見積」と、「開札」とあるのは「見積合わせ」と読み替えるものとする。

(契約保証金)

第33条 契約保証金の取扱いについては、次に掲げる各号によるもののほか、契約規則第29条から第32条の規定によるものとする。

(1) 契約規則第30条第3号の規定により契約保証金を免除するものは、原則とし

て契約金額が300万円未満の施設修繕の請負契約とする。

- (2) 受注者が契約規則第29条第2項に規定する担保を付したときは、提出された担保を契約書等と併せて保管するものとする。
- (3) 契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約及び同条同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る証券の提出を受けたときは、契約書等と併せて保管するものとする。
- (4) 請負金額が変更前の請負金額の10分の3を超えて増額された場合は、契約保証金（それに代わる保険、保証等を含む。）の額を増額後の請負金額の10分の1以上に増額変更するものとする。
- (5) 契約保証金の還付は、会計規則による請求書を提出させて行うものとする。
- (6) 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法第234条の2第2項の規定により市に帰属するものとする。

（契約の締結）

第34条 契約の締結は、施設修繕請負契約書（様式第10号）により、契約の相手方として通知をした日から7日以内に行うものとする。

（契約書作成の省略）

第35条 請負代金額が130万円以下の施設修繕の契約について、契約書の作成を省略する場合は、契約書に準ずる書面として施設修繕請負請書（様式第11号）を提出させるものとする。この場合において、市長は、受注者に注文書（様式第12号）を送付しなければならない。

（免税事業者の届出）

第36条 市長は、施設修繕の受注者が消費税免税事業者である場合は、当該受注者に免税事業者届出書（様式第13号）を提出させるものとする。

（契約の変更）

第37条 請負代金額の変更又は工期の延長若しくは短縮等により変更が生じた場合の変更契約の締結は、施設修繕請負変更契約書（様式第14号）又は施設修繕変更請負請書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の変更契約の場合の支出負担行為の手続は、第4条の規定を準用する。

(施設修繕の着手)

第38条 施設修繕所管課長は、請負契約締結の日から7日以内に施設修繕に着手させなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 施設修繕所管課長は、受注者が施設修繕に着手したときは、着手届(様式第16号)を提出させなければならない。

(施設修繕の施工基準)

第39条 施設修繕所管課長は、施設修繕の施工に当たり受注者にさいたま市施設修繕請負契約基準約款(平成23年さいたま市制定)を遵守させるものとする。

(部分払)

第40条 部分払の取扱いについては、次に掲げる各号によるもののほか契約規則第38条の規定及びさいたま市施設修繕請負契約基準約款の規定によるものとする。

(1) 部分払をすることができるのは、履行期間が3箇月を超える施設修繕の請負契約とし、当該履行期間が3箇月を超えるごとに1回の支払いをすることができるものとする。

(2) 市長が必要と認めたときは、履行期間が3箇月以下の施設修繕の請負契約であっても、毎月1回の支払いをすることができるものとする。

(検査結果通知)

第41条 施設修繕所管課長は、施設修繕の検査完了後、検査結果を書面により受注者に送付するものとする。

(支払事務)

第42条 施設修繕に係る部分払金については、請求を受けた日から14日以内に支払うものとし、完了後の最終支払については、請求を受けた日から、40日以内に支払うものとする。

(その他)

第43条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指名する施設修繕について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕契約事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指名通知を行った契約について適用し、同日前に指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

さいたま市施設修繕業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する施設修繕に係る指名業者又は見積徴取業者の選定（以下「業者の選定等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業者の選定等)

第2条 業者の選定等は、さいたま市競争入札参加資格者名簿又はさいたま市小規模修繕業者登録名簿に登録された者から選定するものとする。この場合において、別に定める執行予定額の区分に応じて、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成13年さいたま市訓令第8号）に基づくさいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会の審査等を経て行うものとする。

(指名業者又は見積徴取業者として選定できない業者)

第3条 業者の選定等は、次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者又は見積徴取業者として選定することができない。

- (1) さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年5月1日制定）又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年3月20日制定）に基づく入札参加停止期間中である者
- (2) さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年5月1日制定）に基づく入札参加除外期間中である者
- (3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項による営業停止処分期間中の者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11で準用される施行令第167条の4第1項に該当する者及び市の発注する工事又は業務委託（以下「工事等」という。）で同条第2項各号のいずれかに該当する行為があった者
- (6) 市の発注する工事等で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (7) 市の発注する工事等で、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者
- (8) 労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第4条 指名業者又は見積徴取業者を選定するときは、市内業者育成に配慮し、次の各号に掲げる事項について総合的に勘案するとともに、選定が特定の業者に偏ることのないよう、留意するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 過去の履行実績
- (3) 当該施設修繕についての技術的適正又は履行能力
- (4) 当該施設修繕の地理的条件

(業者数)

第5条 業者の選定等における業者数は、次の各号に掲げる執行予定額の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、特殊な技術、機械器具又は生産設備を必要とする施設修繕の場合又は特別の理由がある施設修繕の場合は、この限りでない。

- (1) 2億円以上 10者以上
- (2) 1億円以上2億円未満 9者以上
- (3) 5,000万円以上1億円未満 8者以上
- (4) 2,500万円以上5,000万円未満 7者以上
- (5) 500万円以上2,500万円未満 6者以上
- (6) 250万円を超え500万円未満 5者以上
- (7) 250万円以下 2者以上

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指名又は見積徴取する業者について適用する。

さいたま市施設修繕請負契約基準約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする修繕の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の修繕を契約書記載の工期内に完成し、修繕目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他修繕目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事等の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する修繕及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事・修繕が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事・修繕の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、修繕目的物並びに修繕材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第34条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに修繕仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、修繕の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の修繕を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第6条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人等の選定）

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方をさいたま市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。以下この条において同じ。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、修繕材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方をさいたま市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている修繕材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその修繕材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、修繕の施工状況の検査又は修繕材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを

除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人)

第10条 受注者は、現場代理人を定めて修繕現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、修繕現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の修繕現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について修繕現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(修繕関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、受注者が修繕を施工するために使用している下請負人、労働者等で修繕の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(修繕材料の品質及び検査等)

第13条 修繕材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された修繕材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、修繕現場内に搬入した修繕材料を監督員の承諾を受けずに修繕現場外に搬出しては

ならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された修繕材料については、当該決定を受けた日から7日以内に修繕現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び修繕記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された修繕材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された修繕については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は修繕写真等の記録を整備すべきものと指定した修繕材料の調合又は修繕の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は修繕写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、修繕材料を調合して使用し、又は修繕を施工することができる。この場合において、受注者は、当該修繕材料の調合又は当該修繕の施工を適切に行ったことを証する見本又は修繕写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは修繕写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する修繕材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を

明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、修繕の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(修繕用地の確保等)

第16条 発注者は、修繕用地その他設計図書において定められた修繕の施工上必要な用地(以下「修繕用地等」という。)を受注者が修繕の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された修繕用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 修繕の完成、設計図書の変更等によって修繕用地等が不用となった場合において、当該修繕用地等に受注者が所有又は管理する修繕材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該修繕用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は修繕用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、修繕用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、修繕の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、修繕の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、修繕の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、修

繕の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、修繕の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 修繕現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の修繕現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で修繕目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で修繕目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(修繕の中止)

第20条 修繕用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注

者の責めに帰すことができないものにより修繕目的物等に損害を生じ若しくは修繕現場の状態が変動したため、受注者が修繕を施工できないと認められるときは、発注者は、修繕の中止内容を直ちに受注者に通知して、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、修繕の中止内容を受注者に通知して、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により修繕の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が修繕の続行に備え修繕現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の修繕の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連修繕の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に修繕を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残修繕代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残修繕代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残修繕代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残修繕代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残修繕代金額及び変動後残修繕代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な修繕材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他修繕の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用

のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 修繕目的物の引渡し前に、修繕目的物又は修繕材料について生じた損害その他修繕の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第46条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 修繕の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第46条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、修繕の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち修繕の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他修繕の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 修繕目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、修繕目的物、仮設物又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第46条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（修繕目的物、仮設物又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第34条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の修繕に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 修繕目的物に関する損害

損害を受けた修繕目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 修繕材料に関する損害

損害を受けた修繕材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該修繕で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における修繕目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、修繕を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、修繕の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、修繕目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって修繕の完成を確認した後、受注者が修繕目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該修繕目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該修繕目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、修繕が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければ

ばならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者又は検査職員がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、修繕目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により修繕目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第34条 受注者は、修繕の完成前に、出来形部分並びに修繕現場に搬入済みの修繕材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、契約書に記載された範囲内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第

1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第35条 修繕目的物について、発注者が設計図書において修繕の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の修繕が完了したときについては、第31条中「修繕」とあるのは「指定部分に係る修繕」と、「修繕目的物」とあるのは「指定部分に係る修繕目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額

(第三者による代理受領)

第36条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第35条において準用する場合を含む。)又は第34条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払金の不払に対する修繕中止)

第37条 受注者は、発注者が第34条又は第35条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、修繕の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が修繕の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が修繕の続行に備え修繕現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の修繕の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第38条 発注者は、修繕目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第35条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から1年(コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の修繕及び設備修繕等の場合には2年)以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確

保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸水を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 発注者は、修繕目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、修繕目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、修繕目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第39条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に修繕を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第35条第1項の規定に定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第35条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に修繕を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時修繕の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において

同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第4号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合等による解除)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第65条又は第67条の規定による審決(同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は受注者が当該訴えを取り下げたとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合について準用する。

第42条 発注者は、修繕が完成するまでの間は、第40条第1項又は第41条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による修繕の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が修繕の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の修繕が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第44条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった修繕材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、修繕用地等に受注者が所有又は管理する修繕材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、修繕用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は修繕用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、修繕用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第40条又は第41条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注

者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合等による損害賠償の予約)

第45条 受注者は、第41条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、同条同項第1号から第3号までのうち、その対象となる違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者において特に認める場合には、この限りではない。

2 前項の規定は、修繕の完了の前後を問わない。

3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第46条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員による不当要求及び契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察に通報しなければならない。

2 発注者及び受注者は、この契約の履行において、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、修繕の履行に遅れが発生するおそれがあると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、履行期間の延長又は修繕の内容を変更することができる。

(火災保険等)

第47条 受注者は、修繕目的物及び修繕材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設修繕保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、修繕目的物及び修繕材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(紛争の解決)

第48条 この約款の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、受注者が修繕を施工するために使用している下請負人、労働者等の修繕の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項

の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項の調停を請求することができない。

- 3 発注者又は受注者は、第1項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者及び受注者の間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第49条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第50条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

この約款は、平成23年4月1日から施行する。

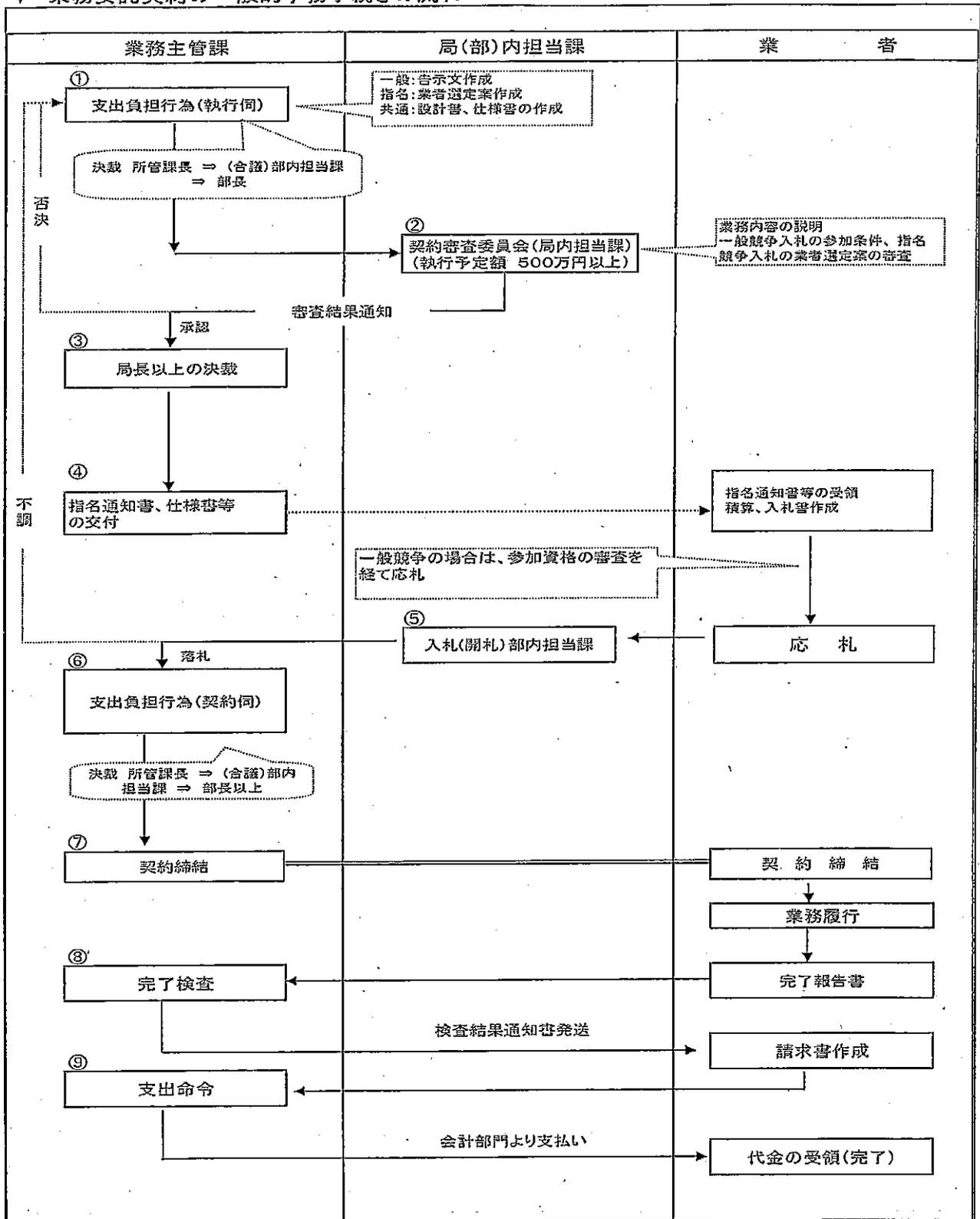
附則

この約款は、平成23年8月22日から施行する。

附則

この約款は、平成24年2月1日から施行する。

▼ 業務委託契約の一般的事務手続きの流れ



【事務処理手順】

- ① 所管課において、入札に必要な書類を作成する。(仕様書、業者選定案等)
- ② 500万円以上案件は局契約審査委員会の審査を受ける。
- ③ 契約審査委員会で承認された案件は、所管課にて起案した執行伺いで決裁をとる。
- ④ 所管課は、指名業者へ電話連絡等行い、指名通知書等を渡す。
- ⑤ 部内担当課において入札執行を行う。その結果を所管課へ通知する。
- ⑥ ⑤の結果について、契約相手方を決定するため、契約伺いで決裁をとる。
- ⑦ 落札後7日以内に契約を締結する。
- ⑧ 業務完了後、受託者が発行した完了報告書をもとに完了検査を行う。
- ⑨ 受託者が発行した請求をもとに支出命令を起票する。

さいたま市業務委託執行事務取扱要綱

(平成13年さいたま市制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(ただし、特定調達契約に係る競争入札を除く。以下「入札」という。)並びに随意契約の場合の見積合せ(以下「見積」という。)の執行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 設計、調査及び測量の業務(ただし、建設工事に伴うものを除くものとする。)
 - イ 土木施設の維持管理の業務
 - ウ 役務の提供に係る業務(ただし、調達課で指定する委託業務を除くものとする。)
- (2) 設計図書等 設計図面、仕様書、特記仕様書及び現場説明書をいう。
- (3) 委員会 さいたま市契約審査委員会設置要綱(平成15年さいたま市制定)に基づき設置される契約審査委員会をいう。
- (4) 委員長 前号の委員会の長をいう。
- (5) 契約規則 さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)をいう。
- (6) 部担当課 さいたま市事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第86号)等により業務委託における入札に関する分掌事務をもつ課所等をいう。
- (7) 局担当課 契約審査委員会の庶務を担当する課をいう。

(業務委託等の執行)

第3条 業務を委託により執行しようとする場合、当該業務を所管する課所等(以下「業務主管課」という。)は、当該業務に則した設計図書等を作成し、支出負担行為伺書(工事委託等・執行伺)に添付の上、さいたま市事務専決規程(平成15年さいたま市訓令第8号。以下「専決規程」という。)第3条に規定する区分に従い、決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁は、部担当課の長の合議を得るものとする。

(執行方法等の決定)

第3条の2 業務主管課の長(以下「業務主管課長」という。)は、当該業務における契約方法等を定め、別表第2に掲げる区分により、契約方法等の承認を受けなければならない。

2 業務主管課長は、前項の承認について、委員会の審査を受ける必要のあるものについては、委員長に契約事務審査依頼書により依頼し、承認を受けるものとする。

3 依頼を受けた委員長は、速やかに委員会を開催し、審査を行わなければならない。また、その審査結果については、速やかに、契約事務審査結果通知書により、業務主管課長に通知するものとする。

(参加資格)

第3条の3 前条の規定に基づき一般競争入札により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の5の2の規定により、発注する業務に応じ、委員会の審議を経たうえで、一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)として、次の各号に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 建物管理等、警備及び清掃の業務の発注標準の等級区分に関する事項

- (2) 本社及び営業所の所在地に関する事項
- (3) 一定基準を満たす同種又は類似の業務の完了実績に関する事項
- (4) 対象とする業務の登録、免許又は許可等（以下「登録等」という。）に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（参加資格の有無の確認等）

第3条の4 一般競争入札に参加を希望する者は、参加資格の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱を確認するため、公告で定める所定の期限までに、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。また、参加資格の有無の確認に必要な資料を添付しなければならない。

- 2 市長は、一般競争入札に参加を希望する者が明らかに参加資格がないと認めるときは、確認申請書を受理しないことができる。
- 3 市長は、必要に応じ、受理した確認申請書に基づき、当該入札の参加資格について、委員会又は業務主管課長に審査させることができる。
- 4 市長は、確認申請書による審査の結果を参加希望者へ通知するものとする。

（参加資格の有無の再確認）

第3条の5 前条の審査において、資格がないと認められた者は、市長に対し、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。この場合、参加資格の有無の再確認の審査が終了するまでは、当該一般競争入札は執行することができない。

（参加資格の喪失）

第3条の6 第3条の4第4項の規定により、参加資格がある旨の通知を受けた者が、次のいずれかに該当することとなったときは、対象とする業務に係る一般競争入札に参加することができない。

- (1) 参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 確認申請書において虚偽の記載をしたとき

（被指名人等の選定）

第4条 指名競争入札又は随意契約により契約を締結しようとするときは、業務主管課長は、原則として別表第1に掲げる区分により、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登録された者の中から当該業務に係る入札の被指名人又は見積を徴取する相手方（以下「被指名人等」という。）を選定し、入札（見積）提出者選定案を作成しなければならない。

- 2 前項の決裁は、第3条で規定する支出負担行為伺書（工事委託等・執行伺）の決裁とともに受けることができる。
- 3 第1項の規定により被指名人等を選定する際、当該業務が登録等を要するときには、被指名人等が登録等を受けている者であることを確認しなければならない。

（被指名人等の承認等）

第5条 業務主管課長は、前条の規定により被指名人等を選定したときは、別表第2に掲げる区分により、被指名人等の承認を受けなければならない。

- 2 業務主管課長は、前項の承認について、委員会の審査を受ける必要のあるものについては、委員長に契約事務審査依頼書により依頼し、審査を受けるものとする。この依頼は、第3条の2第2項の規定による依頼と併せて行うことができる。
- 3 依頼を受けた委員長は、速やかに委員会を開催し、審査を行わなければならない。この審査は、第3条の2第3項の規定による審査と併せて行うことができる。また、その審査結果については、

速やかに、契約事務審査結果通知書により、業務主管課長に通知するものとする。

- 4 委員会の審査を受ける場合、第3条に規定する支出負担行為の決裁については、当該業務を所管する部長まで終了させておくものとする。

(入札及び見積の指名通知)

第6条 前2条の規定により、被指名人等の承認を得たときは、当該業務の被指名人等に対し、書面により通知するものとする。ただし、やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、原則、行わないものとする。ただし、業務主管課長は、現場説明会の開催について必要があると認められるときは、別表第2に掲げる区分により、開催の承認を受けなければならない。

- 2 業務主管課長は、前項の承認について、委員会の審査を受ける必要のあるものについては、委員長に契約事務審査依頼書により依頼し、審査を受けるものとする。この依頼は、第3条の2第2項の規定による依頼と併せて行うことができる。
- 3 依頼を受けた委員長は、速やかに委員会を開催し、審査を行わなければならない。この審査は、第3条の2第3項の規定による審査と併せて行うことができる。また、その審査結果については、速やかに、契約事務審査結果通知書により、業務主管課長に通知するものとする。
- 4 委員会の審査を受ける場合、第3条に規定する支出負担行為の決裁については、当該業務を所管する部長まで終了させておくものとする。

(業務内容及び業務条件の周知)

第7条の2 業務主管課長は、一般競争入札に参加を希望する者又は被指名人等（以下「入札等参加者」という。）に対し、委託業務内容及び委託業務条件等を熟知させるための必要な措置を講じなければならない。

- 2 入札等参加者からの当該入札及び見積（以下「入札等」という。）に関する質問又はそれに対する回答は、当該入札等を辞退したものを除く入札等参加者全員に周知するものとする。

(予定価格等の決定)

第8条 契約規則第11条、第19条及び第22条の規定による予定価格は、専決規程第3条の規定により、業務を所管する部長が定めるものとする。

- 2 予定価格は、予定価格書に金額を記入し、押印後、封書にし封印しなければならない。
- 3 入札を行うにあたり、契約規則第11条第3項及び第19条の規定により、調査基準価格を設定した場合における調査基準価格の決定については、さいたま市業務委託低入札価格取扱要綱（平成15年さいたま市制定）の定めるところによる。
- 4 入札を行うにあたり、契約規則第11条第4項、第5項及び第19条の規定により、最低制限価格を設定した場合における最低制限価格の決定については、さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱（平成15年さいたま市制定）の定めるところによる。

(入札等の執行者)

第9条 入札の執行者は、部担当課の長又は部担当課の長が指名した者が行い、見積の執行者は業務主管課長又は業務主管課長が指名した者が行うものとする。

(入札等の執行立会人)

第10条 入札等の執行立会人は、当該業務委託の契約事務に関係しない主査級以上の職員をもって充てる。

(入札等の準備)

第11条 入札等の執行者は、入札等の執行が適正に行われるよう、執行場所の選定並びに入札等の執行者及び入札等参加者の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札等の執行者は、入札等に先立ち、第8条第2項に規定による予定価格書、くじ及び入札等執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札等金額見積内訳書)

第12条 入札等の執行者は、入札等参加者から必要に応じて入札等金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札の執行)

第13条 入札執行者は、入札期日において、あらかじめ通知した時刻になったとき、開始を告げ、入札参加者を順次入室させ、当該業務委託の名称、場所及び入札参加者名並びに入札書に入札者が見積もった金額の105分の100に相当する金額を記載する旨読み上げて、その確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札参加は認めないものとする。

3 入札参加者は、原則として1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札箱に投入させなければならない。

(代理人による入札)

第14条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状を提出させ、代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第15条 入札執行者は、指名を受けた者が入札を辞退する旨の申し出があった場合、入札執行前にあつては入札辞退届を持参させ、入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させるものとする。

(入札書の書換等の禁止)

第16条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書き換え、又は撤回をさせてはならない。

(入札の延期等)

第17条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札執行者は、天変地異その他の理由により入札を執行することが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(開札)

第18条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

2 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

3 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理し、予定価格の封書を開封して入札価格との対比を行わなければならない。

4 開札の結果は、入札参加者名及び入札価格を発表するものとする。

(入札の無効)

第19条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札、又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (13) 郵便（入札の方法として市長が指定したものを除く。）、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (14) 金額を訂正した入札書による入札
- (15) 最低制限価格を設定している場合において、当該金額に満たない入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(入札保証金)

第20条 入札保証金の取扱については、契約規則第5条から第10条までの規定によるものとする。

- 2 入札保証金の還付は、入札後、請求書を市長に提出させて行うものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が納付すべき契約保証金があるときは、これに充当することができるものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により市に帰属するものとする。

(入札結果の記録)

第21条 入札執行者は、当該業務の入札に係る結果表を作成しなければならない。

(落札者の決定)

第22条 入札執行者は、入札書比較価格（予定価格に105分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、入札書比較価格の制限の範囲内で、当該最低制限価格の105分の100の価格以上の価格で入札したもののうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札者決定の保留)

第22条の2 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格の105分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、入札執行者は、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低価格入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査する旨宣言の上、入札執行を終了するものとする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

(くじによる落札者の決定)

第23条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

(再度入札)

第24条 入札執行者は、前条の場合を除き、開札後、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者に限る。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(入札不調時の取扱)

第25条 入札執行者は、一般競争入札の場合において、再度入札によっても落札者がいないときは、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができるものとする。

2 入札執行者は、指名競争入札の場合において、再度入札によっても落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

3 前2項による随意契約は、再度入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(落札結果等の通知)

第26条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において入札参加者にその旨を公表するものとし、業務主管課は、すみやかに落札者に契約通知書により通知するものとする。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失うものとする。

(見積執行)

第27条 第13条から第19条まで、第21条及び第24条の規定は、見積執行の場合に準用する。この場合、「入札」とあるのは「見積」と読み替えるものとする。

(随意契約の相手方の決定)

第28条 随意契約の相手方は、見積書比較価格（予定価格に105分の100を乗じた価格。以下同じ。）の制限の範囲内で見積した者の中から業務主管課長が決定するものとする。

(見積不調時の取扱)

第29条 見積執行者は、再度見積によってもなお、見積書比較価格の制限の範囲内の見積がないときは、見積執行を打ち切り、改めて当該見積参加者以外の者による見積に付するものとする。ただし、指名替えによる見積に付することができない場合は、再度見積参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(契約の相手方への通知)

第30条 業務主管課長は、随意契約の相手方を決定した場合は、すみやかに随意契約の相手方に

契約通知書により通知するものとする。

- 2 前項の通知が随意契約の相手方に到着した日から7日以内に当該随意契約の相手方が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失うものとする。

(契約の締結)

第31条 入札の落札者又は随意契約の相手方（以下「受託者」という。）が決定し、業務委託契約を締結しようとするときは、部担当課の長の合議の上、専決規程第3条にする区分に従い、支出負担行為伺書（工事委託等・契約伺）により、決裁を受けなければならない。

- 2 契約の締結は、原則として業務委託契約書により行うこととし、第26条第1項又は第30条第1項の通知が契約の相手方に到着した日から7日以内に行うものとする。

(必要事項の協議)

第31条の2 業務主管課長は、契約を締結するに際し、次に掲げる事項について、受託者と協議を行い、その結果を書面により定めるものとする。

- (1) 業務委託料の支払方法
- (2) 業務の一部の委任の有無
- (3) 現場責任者、技術管理者の設置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書作成の省略)

第32条 契約の内容が軽易で、業務委託料が50万円以下の業務委託契約については、契約書の作成を省略し受託者から請書を提出させることができる。この場合において、市長は受託者に注文書を送付しなければならない。

(契約保証金)

第33条 契約保証金の取扱については、契約規則第29条から第32条までの規定によるものとする。

- 2 契約保証金の還付は、当該業務の完了検査合格後、請求書を市長に提出させて行うものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定により市に帰属するものとする。

(履行期間の延長)

第34条 業務主管課長は、受託者からその責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができない場合であって、履行期間延長申請書により履行期間延長を申請されたときは、その申請が妥当かどうかを判断した上で、その延長を認めることができるものとする。

(業務内容等の変更)

第34条の2 業務主管課長は、必要がある場合は、業務内容変更協議依頼書により、受託者と協議の上、承認を得ることを条件に、業務内容、業務委託料を変更することができる。

- 2 次に掲げる事項について、受託者より、確認の請求が行われ、調査の結果、必要があると認められるときは、業務内容、業務委託料の変更又は訂正を行わなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤りや脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違

すること。

- (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(契約の変更)

第35条 前2条の規定により、業務内容、業務委託料又は履行期間を変更しようとするときは、当初契約締結に応じ、支出負担行為何書(工事委託等・変更何)により部担当課の長の合議の上、決裁を受けなければならない。

- 2 前項による決裁後、業務委託変更契約書又は変更請書により契約を締結するものとする。

(着手届)

第36条 業務主管課長は、受託者が業務に着手したとき、必要に応じ着手届を提出させることができる。

(業務委託の管理に関する届出)

第37条 業務主管課長は、現場責任者・技術管理者通知書又は現場責任者・技術管理者経歴書を、必要に応じ、受託者より提出させることができる。

(業務委託の検査等)

第38条 業務委託の検査等の実施については、さいたま市業務委託検査規程(平成17年さいたま市制定)の定めによる。

- 2 業務主管課長は、その業務が完了したときは、必要に応じ、受託者より引渡書を提出させるものとする。

(支払事務)

第39条 業務主管課長は、業務等の完了(業務に応じ請求区分を分けている場合は、その期間の完了を含む。)確認後、受託者の請求にもとづき請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第40条 【削除】

(その他)

第41条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に執行される業務委託契約事務から適用し、同日前に執行された業務委託契約事務については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

1 業務委託に係る指名競争入札の場合の指名業者数は、次のとおりとする。

執行予定額		業者数
500万円未満		5者以上
500万円以上	2500万円未満	6者以上
2500万円以上	5000万円未満	7者以上
5000万円以上		8者以上

2 業務委託に係る随意契約における競争見積の場合の見積徴取の相手方数は、次のとおりとする。

執行予定額		業者数
100万円以下		2者以上
100万円を超え	500万円未満	3者以上
500万円以上	2500万円未満	6者以上
2500万円以上	5000万円未満	7者以上
5000万円以上		8者以上

ただし、契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき又は災害の発生等により緊急を要するとき等特別な事由のある場合は、この限りでない。

別表第2

契約方法等の承認については、次のとおりとする。

執 行 予 定 額 等	承認機関
500万円 未満	業務を所管する部長等
500万円 以上	委 員 会

さいたま市業務委託契約基準約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間又は委託者が指定する日までに完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 第1項の設計図書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。
- 10 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任

し、又は請け負わせてはならない。

- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(現場責任者及び技術管理者)

第4条 受託者は、業務施行上必要な場合において、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定めたときは、書面を持って委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
- 3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。
- 4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。
- 5 他の法令等により当該業務に関し、技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合には、現場責任者又は技術管理者は、当該資格者でなければならない。

(業務の調査等)

第5条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第6条 委託者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者とが協議して書面をもって定める。
- 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(履行期限の延長)

第7条 受託者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了できないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受託者の責に帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第23条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第35条の規定に定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。

3 委託者の責に帰すべき事由により、第12条第2項(第23条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(検査及び引き渡し)

第10条 受託者は、設計図書又は委託者が指定する日までに履行することとされている業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

4 受託者は、検査に合格した場合、遅滞なく成果物を委託者に引き渡さなければならない。

(監督員)

第11条 委託者は、監督員を定めたときは、書面によりその氏名を受託者に通知しなければならない。監督員が変更したときも同様とする。

2 監督員は、設計図書に定めるところにより、受託者又は受託者の業務代理人に対する指示、承諾又は協議を行うものとする。

(業務委託料の支払い)

第12条 受託者は、第10条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の支払い請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 受託者は、前2項の業務委託料の支払方法について、委託者と受託者とが協議して別紙により定めたときは、別紙の請求区分により業務委託料を請求することができる。

(委託者の解除権)

第13条 委託者は次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除することができる。

(1) 受託者にこの契約の締結又は履行に関して不正行為があったとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないとき、又は完了見込みがないとき。

(3) 受託者がこの契約に違反したとき。

(4) 受託者が破産の申立をしたとき。

(5) 受託者がこの契約の解除を申し出て、委託者がやむを得ないと認めたとき。

(6) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(談合等による解除)

第13条の2 委託者は、前条に定めるもののほか、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決（同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取り消しの訴えが提訴されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき、若しくは受託者が当該訴えを取り下げたとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項による刑が確定したとき。

(不当介入を受けた場合の措置)

第13条の3 受託者は、この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）からの不当要求及び契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、所轄の警察に通報しなければならない。

2 委託者及び受託者は、この契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、業務の履行に遅れが発生するおそれがあると認められるときは、双方協議して、履行期間の延長又は業務の内容を変更することができる。

(受託者の解除権)

第14条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することが不可能となったときは、委託契約を解除することができる。

(秘密の保持等)

第15条 受託者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、成果物（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(条件変更等)

第16条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。

- (4) 業務履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第17条 受託者は、成果物（第23条第1項の規定により準用される第10条に規定する指定部分に係る成果物及び第23条第2項の規定により準用される第10条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、原則として、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第15条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第18条 受託者は、業務の履行にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(貸与品等)

第19条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第20条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第21条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(臨機の措置)

第22条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(部分引渡し)

第23条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下本条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第10条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第12条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第10条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第12条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項において準用する第12条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る委託代金は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が、前2項において準用する第12条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(瑕疵担保)

第24条 委託者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受託者が負うべき責任は、第10条第2項（第23条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第10条第4項（第23条第1項又は第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 4 委託者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(解除の効果)

第25条 第13条、第13条の2及び第14条の規定により契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第23条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、第13条、第13条の2及び第14条の規定により契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(第23条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下本条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下本条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第13条の規定により契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相応する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 第14条の規定により契約が解除された場合において、委託者は、受託者に及ぼした損害を賠償しなければならない。ただし、その金額及び支払い期限は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 第13条及び第13条の2の規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。
- 7 第4項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(損害賠償の予約)

第25条の2 受託者は、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、かつ、委託者が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

ない。ただし、同条同項第1号から第3号までのうち、その対象となる違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他委託者において特に認める場合には、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、委託者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により受託者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（保険）

第26条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

（紛争の解決）

第27条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 委託者又は受託者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の委託者と受託者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

（情報資産の保護）

第28条 受託者は、この契約による事務を処理するための情報資産の取扱いについては、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第29条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

随意契約ガイドライン

さいたま市財政局契約管理部

平成24年4月

随意契約ガイドライン 目次

1	はじめに	1
2	ガイドラインの対象	1
3	随意契約とは	2
4	留意すべき事項	3
5	随意契約ができる場合（特定調達契約以外）	4
	（1）少額の契約	
	（2）その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	
	（3）特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	
	（4）新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	
	（5）緊急の必要によるもの	
	（6）競争入札に付することが不利なもの	
	（7）時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	
	（8）競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	
	（9）落札者が契約を締結しないとき	
6	特定調達契約に関する事項	16
7	契約内容の公表について	17
8	関係法令等	19

(制定：平成23年 3月14日)

(改正：平成24年 2月 1日)

(改正：平成24年 4月16日)

1 はじめに

はじめに、地方公共団体としての契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、また、これらの契約の多くは、公金の支出を伴うこと等から、その締結手続等について極めて厳格な公共性が要求されるものとなっている。

このことから、一般的に適用される私法とは別に、公益目的遂行のための一定の規制が必要であり、また規律を維持して契約担当職員の恣意を防止することが必要となる。

契約の3原則として、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」があげられ、これらを兼ね備えた契約が、適正な契約ということがいえる。

地方自治法上では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っているところである。

そこで、競争入札を原則とする契約において、必要以上に随意契約とせず競争入札とするよう改めて点検するとともに随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、例外的方法である「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すものとして、ガイドラインを定めるものである。

2 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約とする。

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとする。

3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくてすみ、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはそのすべてを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。

(第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」より抜粋)

しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意すること。

随意契約には、単数の者より見積書を徴する特命随意契約（1者随契）と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」がある。「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、地方自治法、同法施行令やその業務内容を基に適正に判断をしなければならない。随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴するものとなる。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、市が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるのである。

しかし、最低価格者以外の者を採用することがある場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

☞ 注意

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札によらせることは適当ではないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約を通じて適用される不変の大原則である。

4 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行おうとするときは、次の点に留意することが必要である。

- ① 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則である。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはならない。
- ④ 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、又当該契約が随意契約によることができないことを承知の上でおこなった場合、同契約は無効となる場合がある。

～ 例外に該当するかを必ずチェック！ ～

- 今までの前例で判断をしていないか
 - ・ 随意契約とした合理的理由があるか
 - ・ 理由は、公表の対象となる

- 法令で随意契約が可能となっているか
 - ・ 法令の改正等行なわれていないか
 - ・ 長期継続契約による競争入札とできないか
(さいたま市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 平成18年1月1日施行)

- 工夫しても競争入札ができないか
 - ・ 仕様書の内容に問題はないか

- 競争入札をするよりも、不利にならないか
 - ・ 価格面や工期等で問題はないか

- 排他的権利（特殊な技術・設備等、特許権、著作権等）があるか
 - ・ 既に、同種の業務で一般化されていないか
 - ・ 有資格者は変更されていないか

- 契約の相手方として、その相手方（唯一）しかないか

5 随意契約ができる場合（特定調達契約以外）

(1) 少額の契約（地方自治法施行令（以下「施行令」という。） 第167条の2第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が施行令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。

さいたま市契約規則では、次のように定めている。

【規則第20条】

- 1 工事又は製造の請負（250万円以下）
- 2 財産（公有財産、物品、債権、基金）の買入れ（160万円以下）
- 3 物件の借入れ（予定賃貸料の年額又は総額が80万円以下）
- 4 財産の売払い（50万円以下）
- 5 物件の貸付け（予定賃貸料の年額又は総額が30万円以下）
- 6 前各号以外のもの（100万円以下）

【特記事項】

- ① 他の号の理由と併合した場合には、1号が優先適用となる。
- ② 建物等の修繕については一般的に工事に該当する。
- ③ 印刷製本の請負契約は製造に該当する。
- ④ 買取りの場合は財産の買入れに該当する。
- ⑤ 「財産」には、不動産、動産の有体のみならず、特許権等の無体財産をも含む。
- ⑥ 業務委託は、役務の提供、請負その他の契約であり、6号に該当する。

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【共通事項】

- ① 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- ② 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- ② 契約保証金及び履行期限を除くほか、予定価格その他の条件の変更はできない。

☞ 注意

施行令第167条の2第1項第8号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）、直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうち予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

8 関係法令等

【さいたま市契約規則】

第2章

第3節 随意契約

(随意契約によることができる額)

第20条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| (2) 財産の買入れ | 160万円 |
| (3) 物件の借入れ | 80万円 |
| (4) 財産の売払い | 50万円 |
| (5) 物件の貸付け | 30万円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

(見積書等の徴取)

第21条 随意契約により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書その他これに類する書類(以下「見積書等」という。)を徴さなければならない。ただし、契約の性質若しくは目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき又は災害の発生等により緊急を要するときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、見積書等の徴取を省略することができる。

- (1) 郵便葉書及び切手
- (2) 収入印紙
- (3) たばこ
- (4) 新聞
- (5) 官報
- (6) 前各号以外のもので価格が確定し、見積書等を徴する必要のないもの

(随意契約における手続きの特例)

第21条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、前項の契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の締結状況
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項

【 地方自治法 】

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【 地方自治法施行令 】

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第22項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第

1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第15項に規定する就労移行支援又は同条第16項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

地方自治法施行令改正 〔平成23年12月〕

【 地方公営企業法施行令 】

(随意契約)

不適正事務処理に関する第三者委員会資料（出納室）

関係規定

- 地方自治法 第170条(会計管理者等の職務権限)
第232条の4(支出の方法)
- 会計規則 第11条(会計管理者等の審査及び確認)

審査事務処理件数

処理件数集計表のとおり

支出に関するマニュアル

支出書類の取扱について（抜粋）

需用費に関する事項（P78）

委託料に関する事項（P79）

※担当課、審査部門ともにこのマニュアルに基づき作成、審査をおこなう。

支出負担行為併用支出命令書について

支出負担行為併用支出命令書により処理するもの（予算規則第16条）

○地方自治法（抜粋）

（会計管理者等の職務権限）

第七十条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

② 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行うこと。

二 小切手を振り出すこと。

三 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管を行うこと。

四 物品(基金に属する動産を含む。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行うこと。

五 現金及び財産の記録管理を行うこと。

六 支出負担行為に関する確認を行うこと。

七 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

③ 普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

（支出の方法）

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

○さいたま市会計規則（抜粋）

（会計管理者等の審査及び確認）

第11条 会計管理者等は、調定の通知及び支出命令書を受けたときは、法令及び関係書類に基づいて、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、課所長等にこれを返付しなければならない。この場合において、会計管理者等は必要があると認めるときは、実地調査等の方法によることができる。

- (1) 収入については予算科目、支出については令違若しくは配当予算がないとき、執行委任がないとき又は予算の目的に反するとき。
 - (2) 収入及び支出(以下「収支」という。)の内容に過誤があるとき。
 - (3) 収支の内容が法令に反するものと認めるとき。
 - (4) 支出負担行為に係る債務が確定していないとき、当該債務が確定していることを確認できないとき等収支の根拠が明確でないとき。
- 2 会計管理者等は、支出負担行為の事前協議を受けた場合は、前項の審査手続に準じ、その内容を検討し、当該支出負担行為が不相当と認めるときは、意見を付してこれを返付しなければならない。

11 需用費

事業の執行に伴い必要とされる物品(備品・原材料以外)の取得・修理等に係る経費のほか、その効用が比較的短期間に消費される性質のもの

<内容と例示>

細 節	内 容	例 示
01 消耗品費	短期間の使用により消費されるもの、又は、き損しやすしいものの取得に要する経費	事務用品、印紙類、被服類、図書、新聞、雑誌、図書の追録、各種消耗器材、講習会の資料代等
02 燃 料 費	庁用燃料、自動車等燃料、事業用燃料等の購入費	ガソリン、軽油、重油、灯油、LPG、天然ガス等
03 食 糧 費	事業執行上の必要性から実施される会議・式典等に付随して消費される接遇経費	会議・式典・接待用等の茶菓子・食事代・弁当代等
04 印刷製本費	印刷又は製本を依頼するために要する経費(物的価値の提供も含まれる)	文書・図面・事務用紙・パンフレット等の印刷代、写真の現像代等、製本代、コピー代等
05 光熱水費	電気・ガス・上下水道使用料等	電気料金、ガス料金、上下水道使用料金等
06 修 繕 料	備品等の一部の修理・補修、又は、建物・設備等の小規模な修復等現状復旧を目的とする修繕の経費(工事請負費に該当しないもの)	自動車等の修理・定期点検整備、備品の修理、家屋・構築物等の小修理等
07 賄材料費	給食等各種賄材料の購入経費	保育園等、施設の給食材料等
08 飼料費	各種飼料の購入費	飼育中の動物のえさ
09 医薬材料費	医療用に使用される消耗品等の購入経費	薬品等

<留意点と添付書類>

細 節	留 意 点	添 付 書 類
01 消耗品費 02 燃料費 04 印刷製本費 07 賄材料費 08 飼料費 09 医薬材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・納品月日→請求日→起票日→決裁日の順番になっているか。 ・件名及び明細は適正に入力されているか。 ・請求書又は納品書に納品月日及び<u>検取印</u>はあるか。 ・単価契約物品は、正しい物品コードを使用しているか。また、その際、件名は正しく入力しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・品名、規格、数量、単価及び金額、検取印・納品月日等を記載した書類 ・請求書の検取印をもって納品書に代えることができる。
03 食 糧 費	<ul style="list-style-type: none"> ・件名欄に件名に続き支出内容を具体的に記入する(日付、用途、相手の役職、氏名、人数等) ・請求書又は納品書に納品月日及び<u>検取印</u>はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・品名、規格、数量、単価及び金額、検取印・納品月日等を記載した書類
06 修 繕 料	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕日→(報告日→確認日)→請求日→起票日→決裁日の順番になっているか。 ・請求書に納品月日及び<u>検取印</u>はあるか。(施設修繕以外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕名・場所・金額及び修繕内訳書 ・施設修繕においては、完了報告書 ・物品修繕(車両の場合)においては、修理明細書

※物品購入に伴う送料の支出科目

物品の価格に対し著しく高価な送料を支払う等の特別な事情がない限り、送料はその購入物品の該当する支出科目から一括して支出して差し支えなく、請求書も同一で差し支えない。

13 委託料

法令の根拠に基づいてなされる委託、及び地方公共団体が直接実施するよりも他の者に委託して実施させることのほうが効率的なもの、主として特殊な技術・設備を必要とするもの、あるいは高度な専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究、試験等の委託に要する経費

公法上の委託料：公の施設の管理運営委託料、地方公共団体相互間の事務委託料

私法上の委託料：電算委託料、建設設計等委託料、施設等保守管理委託料、その他委託料

<留意点>

- ・ 請求者は契約者と相違ないか、また、請求印は契約印と同一か。
- ・ 完了日→報告日→確認日→請求日→起票日→決裁日の順番になっているか。
- ・ 分割で支出する場合、件名に「〇月分」等、明記する。
- ・ 完了報告書の写しに、当該委託内容が完了したことを確認した旨の業務委託検査員(所属長等)の職名、氏名、確認印と確認日が必要。(「契約事務の手引き」107ページ記入例参照)
- ・ 出納整理期間中においては、完了報告書の確認日が当該年度内であるか。
- ・ 民法上禁止されている双方代理について注意する。

市長が各種団体の代表を務めており、かつ市が当該団体となんらかの契約を交わす場合、市及び当該団体の両方の代表者が市長として契約を締結する行為が双方代理にあたり、民法第108条に抵触する。(双方代理にならないよう、各種団体等の代表が市長(理事長等)となっている場合、副市長(副理事長)等と契約を締結する。)

<添付書類>

区 分	添 付 書 類
通常の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・委託内容、金額等を記載した書類 ・契約書又は請書の写し ・完了報告書の写し(上記<留意点>参照) <p>※分割して支出する場合の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> * 支出負担行為伺書(契約伺)の写しについては、年度当初1回目の支出命令書の提出時のみ添付し、2回目以降の提出の際は、「支出負担行為伺書は1回目に添付済」である旨を備考欄に記入し、添付は不要とする。 * 分割金額が均等な場合は、備考欄に「均等払」と記入し、支払方法の内訳については1回目のみ添付し、2回目以降は添付不要とする。 * 分割金額が均等でない場合は、支払方法の内訳を毎回添付する。
単価契約の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・委託内容、単価、限度額等を記載した書類 ・契約書又は請書の写し ・完了報告書の写し ・内訳書

※ 委託料のなかで、法令に基づく措置委託料、診療報酬審査支払委託料、運営委託料の類については、必ずしも完了報告書の添付を必要としない。

○さいたま市予算規則（抜粋）

（支出負担行為の手続）

第16条 課長等は、歳出予算を執行しようとするときは、別表第1に定める区分に従い、支出負担行為伺書又は支出負担行為伺書兼支出命令書により市長の決裁を受けなければならない。

別表第1(第16条関係)

費目等	様式の区分
報酬	◎
給料	◎
職員手当等	◎
共済費	◎
災害補償費	◎
恩給及び退職金	◎
賃金	◎
報償費	△
旅費	◎
交際費	◎
需用費	△ 燃料費、光熱水費、賄材料費、医薬材料費、100万円未満の物品修繕、単価契約物品等及び30万円未満のもの ◎
役務費	△ 通信運搬費、保険料及び手数料 ◎
委託料	△ 法令に基づく施設入所委託料、診療報酬審査支払委託料、妊産婦健康診査委託料、介護認定調査委託料、介護報酬審査支払委託料及び住所地外予防接種委託料 ◎
使用料及び賃借料	△ 放送受信料、自動車使用料、有料道路通行料及び会場使用料 ◎
工事請負費	△
原材料費	△ 30万円未満のもの ◎
公有財産購入費	△
備品購入費	△
負担金、補助及び交付金	△ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく保険給付費、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく医療諸費、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく医療費並びに学校災害救済制度医療給付金 ◎
扶助費	◎
貸付金	△
補償、補填及び賠償金	△
償還金、利子及び割引料	◎
投資及び出資金	△
積立金	△
寄附金	△
公課費	◎
繰出金	△

備考 様式の区分で、△は支出負担行為伺書、◎は支出負担行為伺書兼支出命令書を使用する。

平成23年度 処理件数集計表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計
審査第1係計	550	5656	8358	8205	5326	6480	7040	6995	7188	5927	8222	9540	7867	495	87849
審査第2係計	821	2754	3822	3765	3837	3711	3975	3907	3755	4017	4294	4235	5477	532	48682
審査第3係計	1708	4766	5629	5845	5890	5300	5710	5377	5733	5398	5694	6749	7688	695	72182
本庁計	3079	13176	17609	17815	15053	15491	16725	16278	16676	15342	18210	20524	21032	1302	208713
西 区	66	359	401	353	412	446	398	441	397	346	479	479	399	70	5046
北 区	84	381	463	446	443	497	418	521	469	407	484	568	473	10	5664
大宮区	95	420	545	505	530	549	527	508	558	502	570	606	547	76	6538
見沼区	72	401	518	557	524	580	514	508	555	501	589	685	503	60	6567
中央区	49	297	374	449	384	392	464	452	440	372	433	467	473	54	5100
桜 区	98	326	443	388	445	513	406	450	472	400	475	556	485	14	5468
浦和区	97	392	459	474	539	590	535	543	524	479	548	542	656	58	6436
南区	99	468	525	523	601	566	549	621	589	573	696	657	626	15	7108
緑 区	53	335	461	480	494	569	506	479	490	450	534	487	449	68	5855
岩槻区	96	390	546	505	554	577	519	575	560	551	769	715	642	4	7003
区役所計	809	3769	4735	4680	4926	5279	4836	5099	5054	4581	5577	5762	5253	425	60785
総 計	3888	16945	22344	22495	19979	20770	21561	21378	21730	19923	23787	26286	26285	2127	269498

前年(H22)	4100	15104	8994	22423	19240	21030	22511	20276	22430	21473	23130	24775	26233	1825	253544
前年比	-212	1841	13350	72	739	-260	-950	1102	-700	-1550	657	1511	52	802	15954

○ 処理件数に含まれる伝票
 ・ 支出命令書
 ・ 負担行為兼支出命令書
 ・ 還付命令書
 ・ 払出票
 ・ 病院会計
 ・ 下水道会計